平成２６年（フ）第５１５８号
大阪府東大阪市玉串町東２丁目８番５号
債務者　隅垣　俊文
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１７３号
大阪市西区靱本町２丁目６番17号302
債務者　三浦　智博
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１７８号
大阪府交野市私部西２丁目11番８号、前住所大阪市城東区東中浜８丁目６番22号
債務者　斉藤多栄子こと　齊藤多栄子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１８４号
大阪府大東市寺川３丁目11番16号　スカイコート203号
債務者　佐藤　由香
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１８６号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番８―303号８棟303号
債務者　佐藤　望美
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１８７号
大阪市西区南堀江３丁目13番18号　701、前住所大阪市西区南堀江２丁目２番１―505号
債務者　谷口　元美
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１９１号
大阪市北区浪花町13番33―Ａ1006号
債務者　岩切　千夏
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２２５号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ５―203号
債務者　**徳**久　　勝
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２２６号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ５―203号
債務者　**徳**久かおり
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２９１号
大阪市西成区潮路１丁目９番19号　久津和オレンジマンション701号
債務者　峯松　洋子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３１６号
大阪市中央区瓦屋町１丁目８番11号　Ｙ’Ｓコート瓦屋町402号
債務者　赤松こずえ
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３７４号
大阪府東大阪市小阪１丁目10番４―301号
債務者　西　　聰美
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６１２号
堺市堺区柏木町３丁２番５号　グランバリエ306号、前住所堺市堺区東湊町２丁150番地５411
債務者　猪野　朋司
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６１３号
堺市堺区柏木町３丁２番５号　グランバリエ306号、前住所堺市堺区東湊町２丁150番地５411
債務者　猪野　志帆
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８６５号
大阪府河内長野市木戸西町２丁目４番７―105号、前住所大阪府大阪狭山市大野台１丁目12番８号
債務者　前川　信子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８６９号
堺市中区八田西町３丁11番24号、前住所堺市中区八田西町３丁８番22号
債務者　井澤　美紀
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係